

議 長 事 務 引 継 書

平 成 29 年 5 月 19 日

前市議會議長 八 木 米太郎

市議會議長 岩 下 彰

1 事務局職員の増員及び事務局の組織体制の強化について

平成29年度より西宮市議会議長が兵庫県市議会議長会の会長を務めることにともない事務量が増となることから、その準備を進めるため平成28年9月1日より嘱託職員1名を新たに雇用するとともに、担当チームを設置した。

加えて、議会の活性化や機能強化を図るためには議会事務局の体制強化が不可欠であることから、こうした状況に対応するため、先の正副議長（大川原議長・大石副議長）において、事務局職員の定数増の条例改正や増員について市長をはじめ担当部局に依頼され、我々に引き継がれたものである。

しかしながら、12月定例会における消防局の職員定数議案での審議の状況や、職員定数の改正議案に対する市長マニフェストと市長の政治姿勢の関連において、議員より大変厳しい意見があるものと推察し、このような情勢下では事務局職員の定数増の条例改正や増員に対し、議会の総意を得ることが難しいと判断したため、平成29年2月1日開催の議会運営委員会において、事務局職員の定数増の依頼を一旦取り下げることが提案し了承をいただいた。今後、議会運営委員会等の場において議論していただきたいと考えている。

事務局の組織体制については、事務局内の業務の平準化を図るため、平成29年度より「議会報の発行及び議会広報業務」及び「議会資料閲覧システム管理業務」を議事調査課から庶務課へ移管するとともに、「議会図書室業務」を庶務課へ一本化することとした。これに伴い、職員1名を議事調査課より庶務課へ配置転換させ庶務課の機能強化を図り、「庶務課」を「総務課」に改編することとした。

2 兵庫県市議会議長会等について

現在、本市は、全国・中核市・近畿・兵庫県・阪神の各市議会議長会に加入しており、それぞれにおいて定期的に総会・事務局長会を開催して、各市の抱えている共通の課題についての情報共有や、国等に対する要望活動などに努めている。

特に、兵庫県市議会議長会では、平成29年度より会長を務め、年3回の総会・事務局長会開催（4月・7月・2月予定）のほか、国・県要望実行運動（7～8月予定）、議長研修会・事務局長研修会等を開催することとなっている。

また、兵庫県市議会議長会会長の担う役職として、全国市議会議長会理事、近畿市議会議長会兵庫県支部長、兵庫県都市計画審議会委員等に就任し、それぞれの会議に出席することとなる（会長が就任する役職は別紙のとおり）。

<平成29年度 兵庫県市議会議長会からの国・県への要望>

- ・皮革排水処理経費に対する財政支援の抜本的改善について（姫路市・たつの市）
- ・特別な配慮を要する児童生徒の支援に係る教職員等の配置について（芦屋市）
- ・保育士の人材確保策について（加古川市）

3 政務活動費について

(1) 市民からの申し入れについて

政務活動費における収支報告書及び領収書等証拠書類は、平成27年度分よりホームページで公開を開始しているが、このことに関し、平成29年2月6日に市民より、「政務活動費における市政報告作成費用の充当については、何らかの按分をすべきであるが、平成27年度の支出をみると、手引きを逸脱したものが多く、議長として、議員に適正な按分を行うよう収支報告書の訂正を促し、議長の責務を果たすことを求める」といった旨の申し入れがあった。

私としては、市政報告作成費用の充当については、「政務活動費運用の手引き」を踏まえて各議員がそれぞれ判断されたものであると認識しており、議長として各議員に按分や収支報告書の訂正を促すということは考えていなかったが、あらためて市政報告への政務活動費の充当を行われたすべての議員に対し、内容を再度精査していただいたうえで、市民に対し説明責任を十分に果たしていただくようお願いしたところである。

<議長勧告について>

政務活動費その他必要書類の内容が適切でないと認めるときや、政務活動費の適正な運用のため必要があると認めるときは、「政務活動費の交付に関する規則」第9条の規程に基づき、「議長勧告マニュアル」にしたがって議長勧告を出すこととなっており、これまで、収支報告書の提出期限が守られなかったことにより、議長勧告が2度発されているが、「政務活動費運用の手引き」の内容に関し疑義が生じたことによる議長勧告は発せられていない。

(2) 公開書類のブラッシュアップ及び公開期日の短縮について

今後は、より市民にわかりやすいものとするために、ホームページで公開される各種証拠書類等のブラッシュアップを目指していくことが必要である。統一様式の使用はかなり浸透してきているが、より一層徹底し、記入も丁寧に、わかりやすいものとすることを意識させるよう、啓発すべきと考えている。

また、公開期日について、市民より「できる限り早く公開すべき」との意見もあることから、公開期日の短縮に努める必要がある。

4 旅費計上のあり方について

公務で支給される議員旅費は、現在、職員の旅費規程を準用して支給されている。しかしながら、下記のような課題がある旨、先の正副議長より引き継いでいる。なお、一部の課題については、今後、議会運営委員会等の場で協議される予定である。

- ・新幹線を利用して出張した場合、「のぞみ」や「みずほ」の指定席代が支給されない。
- ・原則として市役所（議会棟）が帰着点となっており、管内や近接地へ委員会視察する際の現地集合や現地解散が認められない。
- ・公務での自家用車の利用が認められない。
- ・政務活動費における交通費の取り決めとの間に差が生じている。

5 議会棟の有効活用について

無所属議員の控室が3部屋に分かれていたが、部屋の有効活用の観点から2部屋に移動していただき、「むの会」の控室であった部屋を「第1会議室」とした。

なお、近年開催されている連合審査会の折には、適当な広さの委員会室がないなどの課題が生じており、図書室、各委員会室、会議室や2階の議員待遇者談話室など、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある。

6 議長車の運用のあり方について

現在、議会における運転手は1名となっており、運転手の休暇取得や過度な超過勤務の発生の抑止について代替手段を整えておくなど、労務管理上の課題を解決する必要がある。タクシーによる議長送迎も取り入れているところであり、今後、議長車の運用のあり方についても整理すべき課題がある。

兵庫県市議会議長会の会長が就任する役職

	団体名	役職名	事務局・連絡先
1	兵庫県都市計画審議会	委員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県都市計画課都市行政班 078-362-3578
2	(一財) 兵庫県高等学校定時制 通信制教育振興会	評議員	神戸市中央区下山手通 5-7-11 兵庫県母子会館内 078-361-8113
3	神戸空港利用推進協議会	幹事	神戸市中央区港島中町 6-1 神戸商工会議所地域政策部 078-303-5800
4	兵庫県商工会連合会	—	神戸市中央区花隈町 6-19 兵庫県商工会連合会 総務課 078-371-1262
5	(一財) 兵庫県遺族会	—	神戸市中央区花隈町 28-14 兵庫県遺族会館内 078-341-2952
6	兵庫県農業会議	—	神戸市中央区下山手通 4-15-3 兵庫県農業共済会館内 078-391-1221
7	(公財) 兵庫県住宅再建共済基金	評議員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 同共済基金 企画管理課 078-362-9399
8	兵庫県地方分権推進自治体代表者 会議	—	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県市町振興課 078-362-3096
9	ひょうご安全の日推進県民会議	—	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県復興支援課 078-362-9832
10	兵庫県義援金募集委員会	委員	神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県防災企画課 078-362-9870
11	地方分権推進連盟	委員	東京都千代田区一番町 25 全国町村議会議長会内 03-3264-8181
12	近畿市議会議長会	支部長	交野市私部 1-1-1 交野市議会事務局 072-892-0121
13	全国市議会議長会	理事	東京都千代田区平河町 2-4-2 全国市議会議長会事務局 03-3262-5234

1 議会運営委員会について

(1) 議員の長期欠席及び早退等の取扱いについて

① 経緯

本件は、平成 28 年 5 月 17 日開催の議会運営委員会において、西田委員（前委員）から議員の長期病欠及び早退の取扱いについて協議願いたい旨の発言があり、その対応について今期の議会運営委員会に引き継がれたものである。

議会運営委員会では、本件を協議すべきか、また協議する場合の会議体などについて協議した結果、議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、調査・研究を行うこととなった。

② 議員の長期欠席及び早退等に関する検討会議

検討会議は、8名の委員（座長、各会派1名、無所属議員1名）で構成し、座長に大川原成彦委員、副座長に篠原正寛委員が互選され、平成 28 年 12 月 15 日から平成 29 年 2 月 15 日までの間に、全 5 回の会議が開催された。

協議の中では、「現状に対し何らかの変更を加えるべき」との意見と「現状のままで良い」との意見に分かれ、前者の立場から具体的な方策として下記の提案があったが、意見の一致を見ず、検討会議での調査・研究を終了することとなったため、今後、議会運営委員会での取扱いを協議する必要がある。

【提案 1】

- 1 毎年、12 月～5 月までの量的評価を 6 月に、6 月～11 月までの量的評価を 12 月にそれぞれ行い、期末手当に反映させる。
- 2 当該期間の出席義務のある会議（定例会及び委員会が原則）の合計時間の 50%を切った場合は減額対象とする。合計時間の 50%を計測するのが難しい場合は遅参、早退した場合、その日の時間を半分とする方法等で対応する。
- 3 減額の幅や決定方法は議会運営委員会に報告後、設計が必要となった段階で詳細を決める。
- 4 在・不在の時間を明確にするため早退という概念を設定し、遅参と同等に諸事項を定める。
- 5 議長は欠席が多い者に対して現状と今後の見通しを聴取する。
- 6 以上を体系的に整理するため、関係条例を制定する。

【提案 2】

1 年間の猶予期間を設け、それを踏まえた上で、半年ごとの見直しという形で長期欠席議員と正副議長とが話し合う中で議員報酬や期末手当等についての考え方を捉えていく。

参考

平成 29 年 4 月 14 日開催の議会運営委員会において、岩下議長から平成 29 年 3 月 31 日付で大川原座長より検討会議の会議結果報告が提出されたことの報告があり、平成 29 年 5 月 9 日開催の議会運営委員会で協議した結果、意見の一致が難いため議了となった。

(2) その他協議すべき事項

(1) の取扱いを協議する中で、他にも協議すべき事項があるとの意見により、各派の意見を聴取した結果、下記の 28 項目が提起され、その取扱いについて協議が行われた。

参考

平成 29 年 5 月 9 日開催の議会運営委員会で協議した結果、今後、下記のとおり協議していくこととなった。(下表の優先度は参考であり、あらためて協議する会議体で確認する。)

① 議会運営委員会で協議する事項

課題事項	提案会派等	優先度
本会議場使用のルール作り	政新会	960
禁則について	政新会	720
本会議、委員会における短縮可能な内容について	政新会	600
議会閉会中の市立学校園の卒業・卒園式への参列に関する申合せについて	市民クラブ改革	540
休会の名称について	政新会	360
管内視察の位置付けについて	常任委員会正副委員長懇談会	300
現在、控室に置かれる資料の配布方法について	会派・ぜんしん	180
管外視察の残された課題について	常任委員会正副委員長懇談会	180
視察の残された課題について	常任委員会正副委員長懇談会	160
議員への審議会委員報酬の廃止	日本共産党西宮市会議員団	120
関連質問について	常任委員会正副委員長懇談会	90
公民館・市民館等に市議会議員の市政報告の際の会議室使用料の減免制度があるが、それを存続させるかどうか	会派・ぜんしん	64
視察報告書の様式について	常任委員会正副委員長懇談会	45
委員会でお茶のポットを置いているがいいのかどうか	会派・ぜんしん	36
常任・特別委員会の正副委員長の報酬加算の廃止	日本共産党西宮市会議員団	20
議長車の見直し	維新プラス	12
本庁・議会棟連絡通路のオートロックドアの廃止	日本共産党西宮市会議員団	5

② 検討会議・プロジェクトチーム等を設置し、協議する事項

課題事項	提案会派等	優先度
議長任期、監査委員任期	公明党	640
災害時の議会 B C P の再構築	公明党	360
政務活動費の事後精算方式への見直し	維新プラス	150
タブレットの利用制限の撤廃	公明党	144
通年会期について	市民クラブ改革	96
常任委員会の数について	会派・ぜんしん	80
市議会議員にかかる資産公開条例制定について	公明党	80
議員定数について	会派・ぜんしん、維新プラス	75
政務活動費のガソリン代・携帯電話代の按分の見直し	日本共産党西宮市会議員団	40
会派の人数要件を見直すべきかどうか	会派・ぜんしん	30

(3) 議会役職について

① 農業委員

平成 28 年 5 月 17 日開催の議会運営委員会において、平成 27 年 8 月に農業共同組合法等の一部が改正されたことに伴い、議長から「平成 28 年 6 月の役選で農業委員 2 名が辞任した後は、議会からの選出は行わないこととしてはどうか」との提案を行い、各派持ち帰りの上、平成 28 年 6 月 10 日の議会運営委員会で当該取扱いが確認された。

当局の概要説明は下記のとおり。

- ・新制度では、農業委員の選出方法が「選挙制と市町村長の任命制の併用」から「市町村長の任命制」に一本化されること。
- ・法改正は平成 28 年 4 月 1 日から施行されており、同年 6 月の役選で農業委員が辞任された場合、以降は新制度が適用されること。
- ・国の Q & A では「新制度においては、議員を推薦することは可能ではあるが、議会が議員を推薦することは想定していない」とされていること。

② 阪神水道企業団議会議員

阪神水道企業団議会議員（以下「阪水議員」という。）の本市定数 2 名の内訳は、これまで市長及び市議会議員 1 名であったが、平成 29 年 4 月 1 日に施行される同企業団の規約改正により、市長は新たに設置される運営協議会の構成員となり、本市議員枠が 2 名に増えることとなった。

平成 28 年 5 月 17 日開催の議会運営委員会で、「阪水議員の選出には、臨時会の開催が必要であること」、「同企業団の会議予定では欠員の影響が少ない時期であること」なども説明の上、平成 29 年 4 月から役選までの約 3 か月間の対応について協議した結果、平成 28 年 6 月 10 日の議会運営委員会で「当該期間は欠員扱いとする」ことが確認された。

2 広報広聴特別委員会について

(1) 正副議長の記者会見

正副議長の記者会見に際しては、広報広聴特別委員会で議長から実施方法を報告し、議会運営委員会（定例会最終日の前日に開催）で記者会見原稿（概要説明原稿）を確認の上、定例会最終日（閉会后）に実施している。

また、第 7 回 12 月定例会及び第 8 回 3 月定例会では、正副議長と広報広聴特別委員会の正副委員長で、市政記者クラブとの懇談会を開催し、記者会見にかかる意見交換などを行った。

【記者会見の実績】

定例会	出席者
第 5 回 6 月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）
第 6 回 9 月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）、議会運営委員会及び各常任委員会の委員長（委員会の活動状況の説明）
第 7 回 12 月定例会	同上

参考

下記は岩下議長により開催。

定例会	出席者
第8回3月定例会	正副議長、広報広聴特別委員会の正副委員長（司会）、各会派の代表者（施政方針等に対する意見披瀝）、健康福祉常任委員会委員長（病院統合にかかる意見書の説明）

（2）資料のデジタル化（IT化） ※本項目は、平成29年度より総務課が所管

① ペーパーレス化

広報広聴特別委員会で議会資料のペーパーレス化が協議され、議会運営委員会の確認を経て、第7回12月定例会では本会議資料の一部（議事日程、発言通告要旨、一般質問資料）を対象としたペーパーレス化が、第8回3月定例会では議場配布資料（本会議、予算・決算特別委員会全体会）の全てを対象としたペーパーレス化が試行実施された。

なお、今後、広報広聴特別委員会では、第8回3月定例会におけるペーパーレス化の検証を行う予定となっている。

② タブレット端末の更新

全議員に公費で貸与しているタブレット端末（現行機種：iPad Air2）は、2年間のレンタル契約となっており、平成29年9月末で契約期間が満了するため、同年10月に新端末（iPad Pro）に更新予定である。（予算額は前年と同規模）

なお、更新に当たっては、広報広聴特別委員会で導入端末及び通信プランの再確認を行う予定となっている。

③ システムの拡張検討

議会資料閲覧システムは、拡張性及び利用者への浸透を考慮した2段階の導入を想定した設計となっており、平成29年度が2段階目の時期となっていたが、広報広聴特別委員会で実施内容及び導入費用等を基に協議した結果、タブレットの活用が進んでいない現状では時期尚早であるなどの理由により導入を見送ることとなった。

（3）議会だより1面レイアウトの見直し ※本項目は、平成29年度より総務課が所管

広報広聴特別委員会で議会だよりのレイアウト見直しが提案され、まずは1面デザインの変更から着手することとなった。デザインの検討にあたっては、民間企業が運営する公募サイト（ホームページ）を活用して広くアイデアを募集すること、募集に際してはできるだけ費用をかけずに実施することとなっている。

（4）市民まっりの共催参加

本市議会における議会報告会の取扱いを協議する中で、住民参加型の広報・広聴施策の一つとして、平成28年10月22日開催の「第41回にしのみや市民祭り」に共催参加し、「議会体感ツアー」を実施することが提案され、実施したものである。

また、平成29年度についても「第42回にしのみや市民祭り」（10月28日）が予定されているため、実施内容は未定であるが今年度も共催参加したい旨の意向を、広報広聴特別委員会及び議会運営委員会で協議・確認の上、市民祭り協議会に報告をしている。

3 常任委員会正副委員長との懇談会について

常任委員会の運営に関する課題の整理や情報共有を行うため、平成 29 年 1 月 11 日に常任委員会正副委員長及び担当書記との懇談会（以下「懇談会」という。）を開催し、下記の事項について意見交換を行った。

① 予算・決算特別委員会（分科会）における総括課長説明の省略

予算・決算特別委員会（分科会）における総括課長説明（局長の概要説明の後、事項別明細書をもとに総括課長が行っている説明）は、議事録にも掲載しておらず、説明にも時間を要していることから、説明内容はあらかじめ資料に記載し、必要に応じて局長の概要説明で補足することなどを当局に依頼した上で、これを省略することを正副議長から提案した。

意見交換の結果、各正副委員長が異議なく了されたため、平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会で改めて議長から本件を提案し、同委員会でも確認されたため、第 8 回 3 月定例会の予算特別委員会（分科会）で試行実施したところである。

なお、試行実施後には議会運営委員会で本件の検証を行うこととなっている。

参考

平成 29 年 5 月 9 日開催の議会運営委員会で、試行実施の検証を行った結果、多くの会派が良かったとの意見であったが、一部の会派で元に戻すべきとの意見もあり、9 月定例会の決算特別委員会（分科会）でも引き続き試行することとなった。

② 正副委員長から提出された課題

常任委員会の正副委員長から提起された課題事項（下記）は、意見交換の結果、議会運営委員会に協議を依頼することとなった。

- ・管内視察の位置付け（総務常任委員会）
- ・管外視察の残された課題（総務常任委員会）
- ・視察の残された課題（総務常任委員会）
- ・関連質問について（教育こども常任委員会）
- ・視察報告書の様式について（教育こども常任委員会）

③ 事務局からの提案事項

事務局から下記の事項を提案し、各正副委員長が異議なく了されたため、平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会で議長から改めて本件を提案し、取扱いが確認された。

- ・常任委員会における所管事務報告時のタブレット同期は、1 定例会中少なくとも 1 回は行うとの運用から、必要に応じて活用するとの運用に変更する。
- ・常任委員会で配布している「審査区分表」は、事務の省力化のため廃止する。
- ・常任委員会で配布している「委員会付託事件及び審査日程（案）」は、傍聴者にも分かりやすいよう請願及び陳情の審査予定時間などを記載し改良する。

4 選挙期日と議員任期の「ずれ」について

阪神・淡路大震災直後の特例により選挙期日と議員任期に約 2 か月のずれが生じている問題について、平成 28 年 4 月に兵庫県議会、神戸市会、芦屋市議会で立ち上げた「県議会・3 市議会

連絡会」（以下「連絡会」）で、選挙期日と議員任期の「ずれ」を是正するための特例法の制定にかかる要望活動を行っている。

連絡会では、当初、閣法と議員立法の両睨みで、平成 28 年 6 月に総務省等（総務大臣、総務省幹部職員、関係国会議員）に要望活動を行ったが、以降は、第 192 回臨時会（以下「臨時会」という。会期は平成 28 年 9 月 26 日～平成 28 年 12 月 17 日）において議員立法による特例法案が提出されることを目指すこととなった。

平成 28 年 10 月には、連絡会で各政党の国会議員など重点的な要請活動を行った結果、臨時会において、特例法案「平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案」（提出者：逢沢一郎衆議院議員ほか 9 名）が衆議院に提出された。

臨時会では、法案は、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（以下「倫選特」という。）に付託されたが継続審議となった。

連絡会では、第 193 回通常国会（会期は平成 29 年 1 月 20 日～平成 29 年 6 月 18 日）において早期に特例法が成立するよう、平成 29 年 1 月にも関係国会議員に対して要請活動を行ったところである。

参考

第 8 回 3 月定例会終了後以降、岩下議長により要請活動が行われ、法案は、平成 29 年 4 月 21 日の衆議院本会議並びに平成 29 年 5 月 12 日の参議院本会議で、それぞれ賛成多数（日本共産党は反対）で可決され、特例法が成立したところである。

5 地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書

平成 28 年 10 月 24 日付で、全国市議会議長会から「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」の提出依頼があったため、平成 28 年 11 月 4 日開催の議会運営委員会で報告し、第 7 回 12 月定例会における取扱いについて協議を行った。

議会運営委員会では、地方行政委員会で本意見書が審議された状況（11 月 17 日に八木議長が委員として出席）も報告の上、各派で持ち帰り検討されたが、議長としては現時点での意見一致は難しいと判断し、平成 28 年 12 月 13 日開催の議会運営委員会で 12 月定例会における意見書提出は見送ることとしてはどうかとの提案を行い、異議なく了とされた。

なお、本意見書については、平成 29 年 3 月定例会においても他市議会の動向には大きな変化が見られなかったため、協議を見送っている。

6 衆議院小選挙区の区割り見直しについて

衆議院小選挙区の区割り見直しについて、平成 28 年 10 月 21 日付で県選挙管理委員会から市選挙管理委員会を通じて各市議会の意見照会があり、提出期限が短かったこともあり、各会派及び無所属議員に調査票を配布の上、正副議長で意見集約して回答した。

その後、平成 29 年 2 月 1 日開催の議会運営委員会では、市選挙管理委員会から「総務省では塩瀬・山口地区を兵庫 7 区から 2 区に移行させることも検討されており、西宮市長と西宮市選挙管理委員会委員長の連名で、衆議院議員選挙区画定審議会会長宛に要望書を提出した」との報告があった。

また、報道等によれば、平成 29 年 4 月中にも改定案がまとめられ、勧告が出されるのではないかと状況であるため、西宮市議会としても第 8 回 3 月定例会において早急に意見書を提出したい旨を議長から提案した。

協議の結果、平成 29 年 2 月 21 日開催の議会運営委員会で各派の賛同が得られたため、同日の本会議（第 1 日）に、意見書案第 13 号「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区割り改定において、市の区域を分割しないことを求める意見書案」を上程し、全会一致で可決した。

（意見書は同日付で、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、兵庫県知事、衆議院議員選挙区画定審議会会長宛に送付）

なお、近隣市の本件に関する意見書の提出状況は下記のとおりである。

- ・川西市議会 意見書（平成 28 年 12 月 2 日議決）
- ・川西市長・選挙管理委員会委員長 要望書（平成 28 年 12 月 20 日付）
- ・芦屋市議会 意見書（平成 28 年 12 月 22 日議決）
- ・伊丹市議会 意見書（平成 29 年 2 月 20 日議決）
- ・宝塚市議会 意見書（平成 29 年 2 月 21 日議決）

参考

本件は、平成 29 年 4 月 19 日に衆議院選挙区画定審議会から内閣総理大臣に改定案の勧告があり、同勧告では兵庫 7 区のうち、西宮市北部（塩瀬支所管内及び山口支所管内）を兵庫 2 区に改定する案が示されたところである。

7 本会議における速記業務の見直しについて

本会議録の作成について、平成 29 年度を一定の目途として、速記士配置（本会議録の作成業務委託により派遣）による方法から、近年主流となっている音声データの送付による方法に見直すよう事務局に指示している旨、大川原前議長から引継ぎがあったが、受託者は長年本市の本会議録作成に従事しており、現状特段の問題点も見当たらないことから、本件見直しは慎重に進めるよう再度事務局に指示したところである。

参考資料

西宮市議会基本条例（抜粋）

（役職者の職務）

第6条 議会役職者は、法及び関係条例等に定める職務のほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 議長は、西宮市議会委員会条例（平成6年西宮市条例第34号。以下「委員会条例」という。）に定める委員会の運営について、進捗管理、助言及び改善の勧告並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行う。

西宮市議会基本条例施行規程（抜粋）

（議長、副議長の役割）

第4条 議長は、条例第6条第1号に規定する委員会の運営について、次に定めるところにより、その進捗状況の評価及び管理を行うものとする。

(1) 評価

- ア 議長は、委員会の進捗状況について、当該委員長から報告を受けること。
- イ 議長は、各委員会の所管事務懇談会、事前調整会、休会中審査の開催状況及び施策研究テーマの設定と進捗、視察実施前後の手順の進捗等について客観的評価（委員会の活動状況を点検することをいう。）を行うこと。

(2) 管理

- ア 議長は、適切でないと評価した委員会に対し、必要な助言を行うこと。
 - イ 議長は、助言を経てもなお委員長職務が改善されない場合は、文書をもって委員長にその改善を勧告すること。
- 2 議長及び副議長は、議会運営にあたり次の各号に規定する事項に努めなければならない。
- (1) 式典等においても議会広報を兼ねるよう心掛けた挨拶を行うなど、議会の代表として、積極的に議会活動に関する広報を行うこと。
 - (2) 危機管理上の配慮として、やむを得ない場合を除き、議長及び副議長が同時に市内を離れないよう心掛けること。